

令和6年10月制定

標体整備（浦添第三回）

仕 様 書

第十一管区海上保安本部

第一章 履行概要

1-1 件名

標体整備（浦添第三回）

1-2 履行場所

施設名称 第十一管区海上保安本部 浦添浮標置場
所在地 沖縄県浦添市西洲1-3

1-3 履行期限

契約日から令和7年2月7日まで

1-4 履行内容

標体の損傷箇所補修、部品交換、塗装を行う。

1-5 整備標体

標体型式	数量	標体番号
L-1型	4	113106、113109、113083、113108
L-U型	2	112003、112006

1-6 管理者連絡先

第十一管区海上保安本部 交通整備課
所在地：沖縄県那覇市港町2-11-1
電話：098-867-0118（内線：2666）

第二章 一般 共 通 事 項

2-1 適用事項	本仕様書は標体を整備する工種に適用し、請負者は本仕様書に従い、忠実に施工する。
2-2 設計図書	設計図書とは、図面、仕様書及び現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。
2-3 共通仕様書	図面及び本仕様書に記載のない事項は、適用工種に応じて 「灯浮標等製造・修理共通仕様書」（海上保安庁交通部整備課） 「港湾工事共通仕様書」（国土交通省港湾局編集） 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） 「建築工事標準仕様書（JASS）」（日本建築学会） 「土木工事共通仕様書」（国土交通省） 「土木学会標準仕様書」（土木学会） 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） によるものとする。 なお、「灯浮標等製造・修理共通仕様書」は、必要に応じて監督職員より別途配布する。
2-4 監督職員 検査職員	1 監督職員とは、工事請負契約書等に規定する監督職員をいう。 2 検査職員とは、契約書の規定に基づき修理検査を行うため、発注者が選任した者をいう。
2-5 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合など、疑義を生じた場合は、監督職員と協議する。
2-6 各部の納まり等の関係による協議	各部の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難な場合は監督職員と協議する。
2-7 官公署その他への手続き	施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行う。
2-8 現場代理人	現場代理人とは、工事請負契約書等に規定する現場代理人をいう。 現場代理人は、経歴書を監督職員に提出する。

2-9 現場の安全衛生管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令に従いこれを行う。 2 現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故の防止に努める。 3 浮標置場内の作業に当たっては、監督職員が別途配布する「浮標置場安全作業心得」を遵守する。 4 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。 5 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。 6 整備の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員へ報告する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 必要に応じて地域住民等と整備の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。 (2) 整備に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。
2-10 災害及び公害の防止	<p>施工に伴う災害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、次の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 作業にあたっては、安全用具の着用等、災害防止に必要な措置を実施する。 (4) 善良な管理者の注意をもってしても、災害または、公害の発生する恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。
2-11 臨機の処置	<p>災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。</p>
2-12 工程表	<p>請負者は、契約書に従って「請負代金内訳書」及び「工程表」を別に定める様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。</p>
2-13 施工計画書	<p>監督職員の指示により、施工計画書の提出が求められたときは、速やかに作成し、監督職員の承諾を受ける。</p>
2-14 原寸図、加工図、見本その他	<p>原寸図、加工図、見本その他は、必要に応じて速やかに監督職員に提出し、承諾を受ける。</p>
2-15 職方への指示	<p>工程表、施工計画書、原寸図、加工図、見本等は、関係する職方に周知徹底する。</p>
2-16 材料	<p>修理に使用する材料は、新品で日本産業規格（J I S）に適合するものとし、監督職員の承諾を受けたものとする。また、必要に応じて、規格証明書等を提出する。</p>
2-17 材料検査	<ol style="list-style-type: none"> 1 監督職員の検査は、材料種別毎に行う。 2 材料検査に伴う試験は、設計図書に定められた場合、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない時は、公的試験所等、適正な場所で試験を行い、試験成績書を監督職員に提出する。

- 2-18 施工の立会い 施工の立会いは、次の場合に行う。
 (1) 設計図書に定められた場合。
 (2) 完成検査で確認が困難な箇所等、監督職員が指示する場合。
- 2-19 損害等を与えた場合の補償 浮標置場等の施設に損害を与えた場合は、請負者の責任により補償する。
- 2-20 作業場の注意 1 浮標置場への立入・退出の際は、管理者（1-6参照）に作業内容・作業完了等の連絡・報告を行う。
 2 作業にあたっては、次の点について、特に注意する。
 (1) 標体内の作業は、2人以上での作業を基本とし、1人で作業は行わない。また、換気を十分に行い、酸欠事故等が無いよう十分注意する。
 (2) 溶接作業にあたっては、感電事故等が無いよう十分注意する。
- 2-21 発生品 発生品が生じた場合は、監督職員の確認を受け、別途配布する「発生品内訳通知書」を提出する。
 監督職員の指示により、引渡を要しないものは、関係法令に従い請負者の責任において適切に処理する。
- 2-22 後片付け 完成に際しては、使用した施設の内外の後片付け及び清掃を行い、整備で交換した部材等（金属類を除く）は、本作業完了前に施設から撤去し、法令に従って処分すること。
- 2-23 工事写真 1 工事着工前から工事完成までの工事写真を施工の順序で撮影し、工事用アルバムに整理して監督職員に提出する。
 2 工事写真は、「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるものとし、撮影用具としては、35mmフィルムを使用するカメラ、APSカメラ、デジタルカメラ（100万画素から300万画素）の何れかとする。
 写真サイズ等については以下のとおりとする。
- | 種類 | サイズ | 備考 |
|----------|----------|-------------|
| フィルム・APS | サービス判 | |
| デジタルカメラ | 1280×960 | CD-R等メディア提出 |
- 2-24 その他 1 代金の支払いは、検査職員の検査合格後、請負業者からの請求書をもって支払いとする。
 2 その他契約に関する詳細については、第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。

第三章 特記仕様

3-1 一般適用事項

3-1-1

承諾願書

請負者は工事着手前に、施工計画及び使用する資材について、承諾願書2部を作成し、監督職員の承諾を得る。

監督職員は、承諾願書1部を返却する。

3-2 標体整備

3-2-1

整備内訳

- 1 整備内容は、図番1～19の各部修繕図面のとおりとする。
- 2 整備を行う標体は、監督職員の指示する場所に移動、安定させた後に施工する。

3-2-2

交換部品

- 1 標体の交換部品は、別紙1交換部品一覧表による。
- 2 電気防食は、流動陽極方式とし、アルミニウム電気陽極板を下部鏡板及び尾筒等にバランス良く配置し、取り付ける。
- 3 標体整備の作業過程において、部品の劣化等が認められた場合は、監督職員に通知し、その指示に従う。

3-2-3

塗装

- 1 一般事項
 - (1) 塗装区分及び塗装系は次表のとおりとし、膜厚及び塗布量は製造メーカーの仕様によりものとし、事前に監督職員の承諾を得る。

〔浮標及び灯浮標－変性エポキシ樹脂系塗装〕

区分	系統	塗装の種類	塗装回数及び膜厚
檣部	変性エポキシ樹脂系錆止塗料		メーカー仕様
喫水上部	アクリル樹脂系塗料		
浮体内部			
喫水下部	変性エポキシ樹脂系錆止塗料 加水分解型船底防汚塗料		〃
遮蔽部	変性エポキシ樹脂系錆止塗料		〃

(2) 塗装は、鉄工修理が完了し所定の検査に合格した後、実施する。

(3) 異常箇所の処置については、監督職員に通知し、その指示に従う。

2 下地処理

(1) 鋼材の下地処理は次表のとおりとし、標体ごとの種別は別紙2標体塗装一覧表による。

なお、スウェーデン規格（S I S）の素地調整等級を同表により準用する。

(2) 下地処理後、速やかに錆止め塗装を塗布する。

〔下地処理の程度と作業内容〕

種類	旧塗膜の劣化状況	作業内容	作業方法
1種ケレン (SIS Sa2 1/2)	—	旧塗膜、錆、ミルスケールを完全に除去し、金属光沢の鉄の地肌を完全に露出させる	ブラスト法
2種ケレン (SIS St3)	錆面積は30%以上で点錆が進行し、板状やコブ状の錆となっている	さび、旧塗膜は除去し、鋼材面を出させる	サンダーなど動力具と手工具を併用
3種ケレンA (SIS St2)	発錆面積は15%以上30%未満で、点錆がかなり点在しており、塗膜異常が30%以上で認められる	活膜は残すが、それ以外の不良部（錆、割れ、膨れ）は除去する	同上
3種ケレンB (SIS St2)	発錆面積は5%以上15%未満で、点錆が少し点在しており、塗膜異常が15%以上30%未満で認められる	同上	同上
3種ケレンC (SIS St2)	発錆面積は5%未満で、点錆がほんの少し点在しており、塗膜異常が5%以上15%未満で認められる	同上	同上
4種ケレン	塗膜異常面積が5%未満で認められる	粉化物および汚れを落とす程度	同上

3 錆止・上塗塗装

- (1) 標体ごとの種別は別紙2標体塗装一覧表による。
- (2) 塗色は、塗料用標準色（2021年L版・日本塗料工業会制定）の次表による。
- (3) 上部鏡板上面に滑り止め用の砂（2～3mm）を平均に散布する。

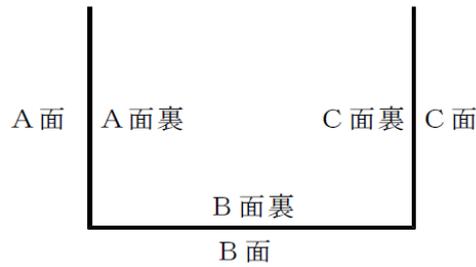
〔塗料用標準色〕

色名	色票番号	マンセル記号
赤	L 0 7 - 4 0 X	7.5R 4/14
緑	L 4 5 - 4 0 P	5G 4/8
白	L N - 9 5	N 9.5
黄	L 2 2 - 8 0 X	2.5Y 8/14
黒	L N - 1 0	N 1.0
クリーム	L 1 9 - 8 5 F	10YR 8.5/3

(社)日本塗料工業会発行の色見本帳(2021年L版)

4 標識名称等記入

(1) 檣部の標示板に標識名等を記入する。記入面は下図を標準とし、記入要領は別紙3 標識名記入要領による。



(2) 標示板等への文字記入色は次表のとおりとする。

標体の塗色	標示板・標体番号文字色	色票番号	マンセル番号
緑・赤	白	LN-95	N 9.5

5 喫水線及び喫水目盛記入

喫水線の位置は次表のとおりとし、**図番 1 4**に従い目盛を記入する。

喫水線位置

標体型式	喫水線の位置
L-1型	胴板上端の継ぎ目から下方へ600mm
L-U型	胴板上端の継ぎ目から下方へ200mm

6 膜厚管理

(1) 鉄面露出箇所の膜厚管理

ケレンにより、鉄肌を出した箇所については、変性エポキシ樹脂系錆止め塗料を塗布後、膜厚測定を行い仕様以上であることを確認する。

(2) 基準塗膜厚の設定

(1) 以外の箇所においては、塗装前に膜圧測定を行い、既存の塗膜厚の平均を求め基準塗膜とする。

(3) 塗膜厚の確認

各塗装工程ごとの塗膜厚の確認は、基準塗膜厚を基準として、各塗装工程終了後1箇所5点の測定値の平均により行う。

なお、確認は5㎡ごとに1箇所行うこととし、測定点で指定塗膜厚の85%以下の点があった場合は、再塗装を行う。

(4) 報告

各表体における塗装工程ごとの膜厚を計測し、その結果を取りまとめ監督職員に報告する。なお、各工程における膜厚検査は可能な限り同一箇所における計測とする。

3-2-4
検査

1 材料検査

材料は、加工前にミルシートと照合して、外観・寸法・規格等の確認を行う。なお、材料試験を監督職員が指示した場合は、日本産業規格（JIS）もしくはそれに準拠する方法で、材料試験を実施する。

2 構造検査

鉄工修理完了後、各部の寸法、構造及び機能について検査を実施する。

3 塗装検査

仕上塗装の目視検査のほか、下地処理の状況はカラー写真撮影、塗装は各工程ごとに塗膜測定を行い、取りまとめて監督職員に提出し、確認を受ける。

4 隠蔽部及びその他の検査

製造過程で隠れる部分及び監督職員が必要と認める場合は、検査を実施する。

5 完成検査

整備完了後、標体の出来高、書面等の検査を行う。

交換部品一覧表

別紙1

図 番		5	6	7	8	9	9	10	10	11	12	13	13	14	15	15	15	15	16-19	
標 体		灯ろう台 取付穴の 加工	灯火監視 装置取付 板取付	端子箱取 付板取付	フイフ ロート整 備	入排気管 フランジ パッキン 交換	入排気管 ボルト ナット交 換	マンホー ルパッキ ン交換	マンホー ル受板及 び掛金交 換	中心筒縁 交換	吊環溶接 肉盛	係留環 ブッシュ 交換	係留環溶 接肉盛	喫水線 (目盛) 記入	電気防食 板取付座 取付	電気防食 板交換 (150× 300×20)	電気防食 板交換 (150× 300×30)	電気防食 板交換 (150× 300×40)	電気防食 板交換 (150× 300×40)	太陽電池 パネル架 台及び波 除板製作
番号	型式	箇所	枚	枚	個	個	組	個	式	式	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	個	個	個	個	
113106	L-1共用型	2	1		2	2		1						2			6		4	
113109	L-1共用型	2	1		2	2	8	1		1				2	1			5	3	
113083	L-1一般型	2	1		2	2		1	1		1			2	1			5	3	
113108	L-1共用型	2	1		2	2	8	1						2				3	3	
112003	L-U	6			2	2		1				1		2		3			3	
112006	L-U	6		1	2	2		1					1	2				2	3	
合 計		20	4	1	12	12	16	6	1	1	1	1	1	12	2	3	6	15	19	

標体塗装一覧表

標 体		下 地 処 理						錆 止 塗 装						上 塗 塗 装						名称記入					備 考		
		第1種～第4種ケレン						ジンクリッチプライマー・変性エポキシ樹脂系錆止塗料等						アクリル樹脂系 外装用		加水分解船底 防汚塗料		アクリル樹脂系 クリーム		A C面	B面	A面裏	B面裏	C面裏			
		標体外部			浮体内部			標体外部			浮体内部			標体外部		浮体内部											
番 号	型 式	喫水上	喫水下	中心筒内 部、重錘	樁	床板	その他	喫水上	喫水下	中心筒内 部、重錘	樁	床板	その他	喫水上	樁	喫水下	中心筒内 部、重錘	床板	その他	喫水上	樁	喫水下	中心筒内 部、重錘	床板	その他		
113106	L-1共用型	3種A 11	3種A 25	3種A 12	3種A 21	4種 9	4種 27	ジンク・変エポ 2	ジンク・変エポ 6	ジンク・変エポ 3	ジンク・変エポ 5			2	緑 11	緑 21	25	12		1	糸満西	1	ITOMAN W	海上保安庁	1	第十一管区本部	糸満港西水路第一号灯浮標 緑
113109	L-1共用型	3種A 11	3種A 25	3種A 12	3種A 21	4種 9	4種 27	ジンク・変エポ 2	ジンク・変エポ 6	ジンク・変エポ 3	ジンク・変エポ 5			2	赤 11	赤 21	25	12		2	糸満西	2	ITOMAN W	海上保安庁	2	第十一管区本部	糸満港西水路第二号灯浮標 赤
113083	L-1一般型	3種A 12	3種A 23	3種A 2	3種A 21	4種 9	4種 24	ジンク・変エポ 3	ジンク・変エポ 5	ジンク・変エポ 1	ジンク・変エポ 5			2	緑 12	緑 21	23	2		3	糸満西	3	ITOMAN W	海上保安庁	3	第十一管区本部	糸満港西水路第三号灯浮標 緑
113108	L-1共用型	3種A 11	3種A 25	3種A 12	3種A 21	4種 9	4種 27	ジンク・変エポ 2	ジンク・変エポ 6	ジンク・変エポ 3	ジンク・変エポ 5			2	赤 11	赤 21	25	12		4	糸満西	4	ITOMAN W	海上保安庁	4	第十一管区本部	糸満港西水路第四号灯浮標 赤
112003	L-U	3種A 9	3種A 17	3種A 3	3種A 19	4種 8	4種 20	ジンク・変エポ 2	ジンク・変エポ 4	ジンク・変エポ 1	ジンク・変エポ 4			2	緑 9	緑 19	17	3		5	糸満西	5	ITOMAN W	海上保安庁	5	第十一管区本部	糸満港西水路第五号灯浮標 緑
112006	L-U	3種A 9	3種A 17	3種A 3	3種A 19	4種 8	4種 20	ジンク・変エポ 2	ジンク・変エポ 4	ジンク・変エポ 1	ジンク・変エポ 4			2	赤 9	赤 19	17	3		6	糸満西	6	ITOMAN W	海上保安庁	6	第十一管区本部	糸満港西水路第六号灯浮標 赤
		1種	2種	3種A	3種B	3種C	4種	ジンクリッチプライマー		変性エポキシ樹脂系		アクリル樹脂系 外装用		加水分解船底 防汚塗料		アクリル樹脂系 クリーム											
	開放部	0㎡	0㎡	361㎡	0㎡	0㎡	0㎡	84㎡		84㎡		赤計 92㎡ 緑計 93㎡ 黄計 0㎡ 黒計 0㎡ 白計 0㎡		計 176㎡		計 0㎡											
	密閉部	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	197㎡	12㎡		12㎡																	

- ※1 上記各欄の数値は、塗装等が必要な実面積である。
よって、2回塗りの場合は、当該面積を2倍すること。
- ※2 塗装面積は全て整数で示すこととし、小数第一位で四捨五入する。
ただし、無塗装の場合を除き面積の最低値は「1㎡」とする。
- ※3 使用する塗料、膜厚、塗布量及び塗り回数は製造メーカーの塗替5、6年設置仕様による。
5年設置仕様：113106、113108、112003
6年設置仕様：113109、113083、112006

素地調整（下地処理）種別ごとの塗装面積目安

素地調整の種別	発錆面積	ジンクリッチプライマー 変性エポキシ樹脂系錆止塗料	加水分解船底防汚塗料		アクリル樹脂系上塗外装用塗料		
			標体外部	標体内部	標体外部	標体内部	レダー・レリクワ
1種ケレン		全面積	標体喫水下面積	各部の全面積	標体内部全面積	本体の全面積	
2種ケレン	全体の30%以上	素地調整面積×30%以上					
3種Aケレン	全体の15%以上30%未満	素地調整面積×15%以上30%未満					
3種Bケレン	全体の5%以上15%未満	素地調整面積×5%以上15%未満					
3種Cケレン	全体の5%未満	素地調整面積×5%未満					
4種ケレン		無塗装					

標識名記入要領

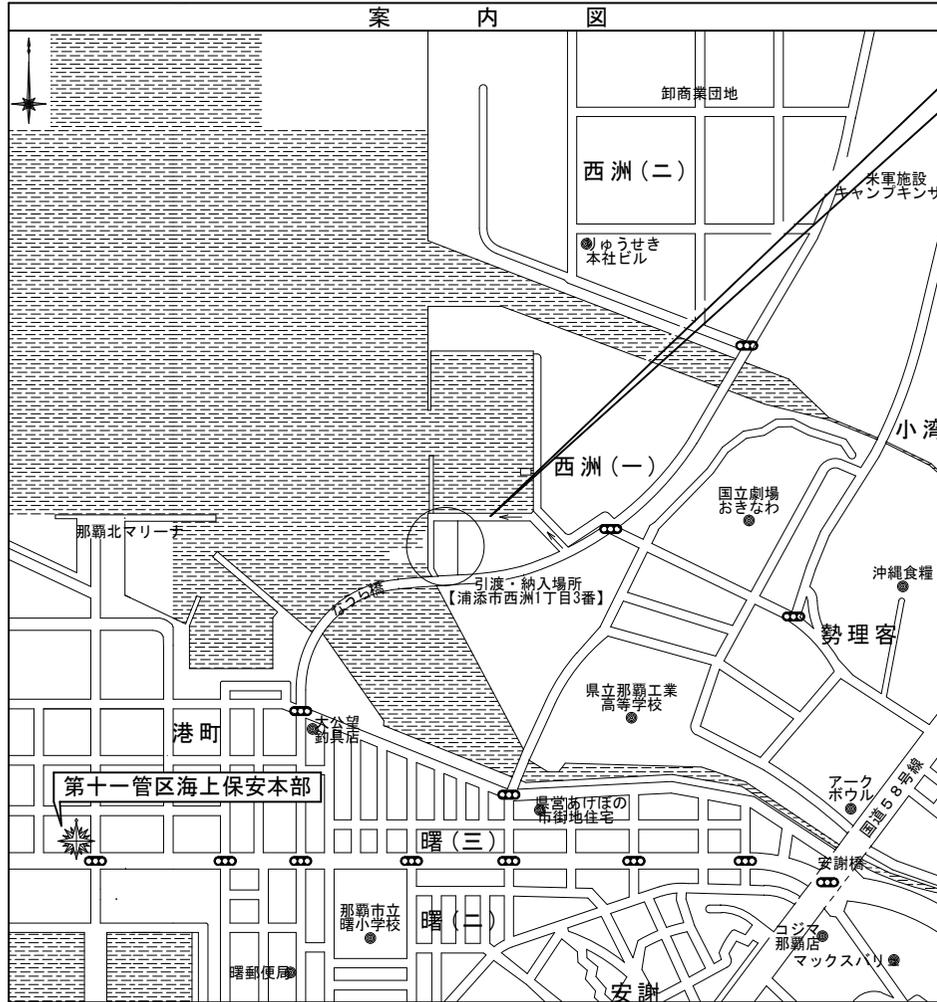
標識名称	A・C面 (航路名等を邦字記入する)	B面 (標識名等をローマ字記入する)	B面裏 (航路名等を邦字記入する)	A面裏、C面裏 (管理者名記入)
糸満港西水路 第一号灯浮標 L-1 (113106)				
糸満港西水路 第二号灯浮標 L-1 (113109)				
糸満港西水路 第三号灯浮標 L-1 (113083)				
糸満港西水路 第四号灯浮標 L-1 (113108)				
糸満港西水路 第五号灯浮標 L-U (112003)				
糸満港西水路 第六号灯浮標 L-U (112006)				

	A・B・C面	B面裏	A面裏、C面裏	備考
L-1				A面 標識名(邦字) A面裏 管理者名 B面裏 番号 C面裏 管理者名 C面 標識名(邦字)
L-U				A面 標識名(邦字) A面裏 管理者名 B面裏 番号 C面裏 管理者名 C面 標識名(邦字)

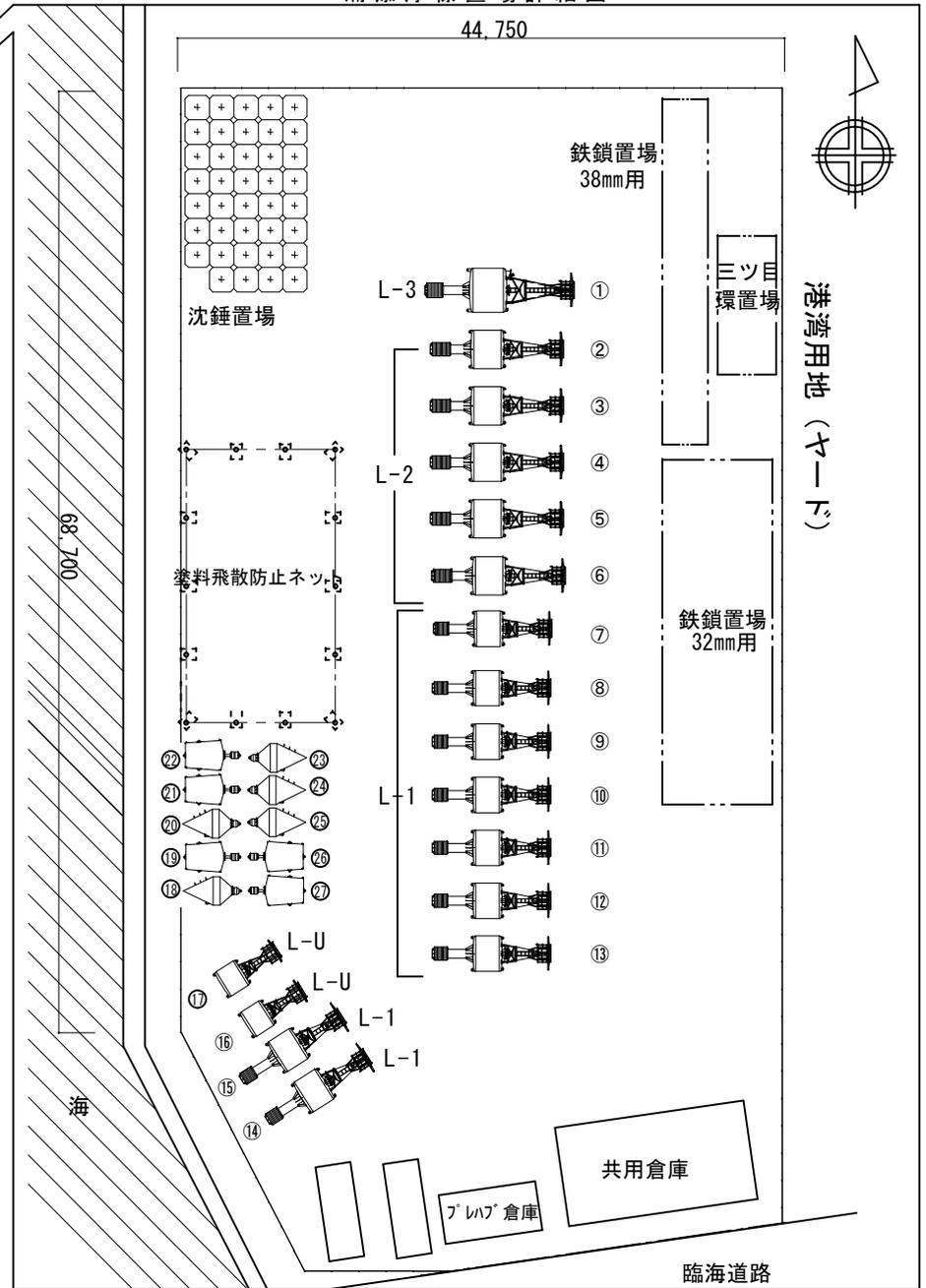
記入文字の字体はゴシック体とする。
 数字は反射シートを用いて記入すること。
 文字及び数字は、規定の枠一杯に大きく見やすく記入する。
 文字の色は右表のとおり。

地色	赤	緑
文字色	白	白

案内図

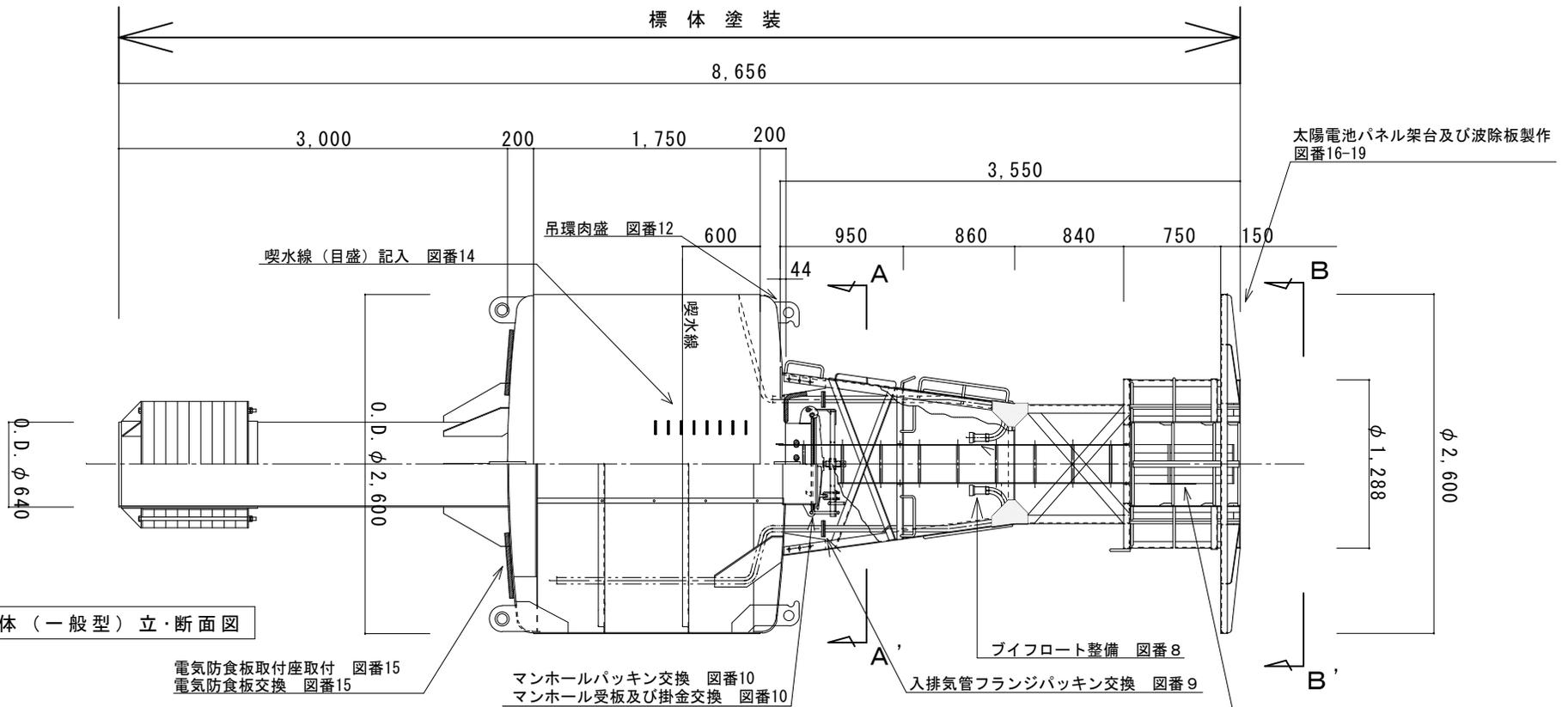


浦添浮標置場詳細図



整備対象標体

型式	標体番号	適用	型式	標体番号	適用	型式	標体番号	適用		
①	L-3	115004	⑩	L-1	113106	●	⑲	U-C	FRP	
②	L-2	114023	⑪	L-1	113083	●	⑳	U-H	11H027	
③	L-2	114022	⑫	L-1	113066		㉑	U-C	FRP	
④	L-2	114014	⑬	L-1	113103		㉒	U-C	FRP	
⑤	L-2	114017	⑭	L-1	113121		㉓	U-H	11H023	
⑥	L-2	114020	⑮	L-1	113074		㉔	U-H	11H026	
⑦	L-1	113108	●	⑯	L-U	112003	●	㉕	U-H	11H033
⑧	L-1	113109	●	⑰	L-U	112006	●	㉖	U-C	11S023
⑨	L-1	113107		⑱	U-H	11H038		㉗	U-C	FRP



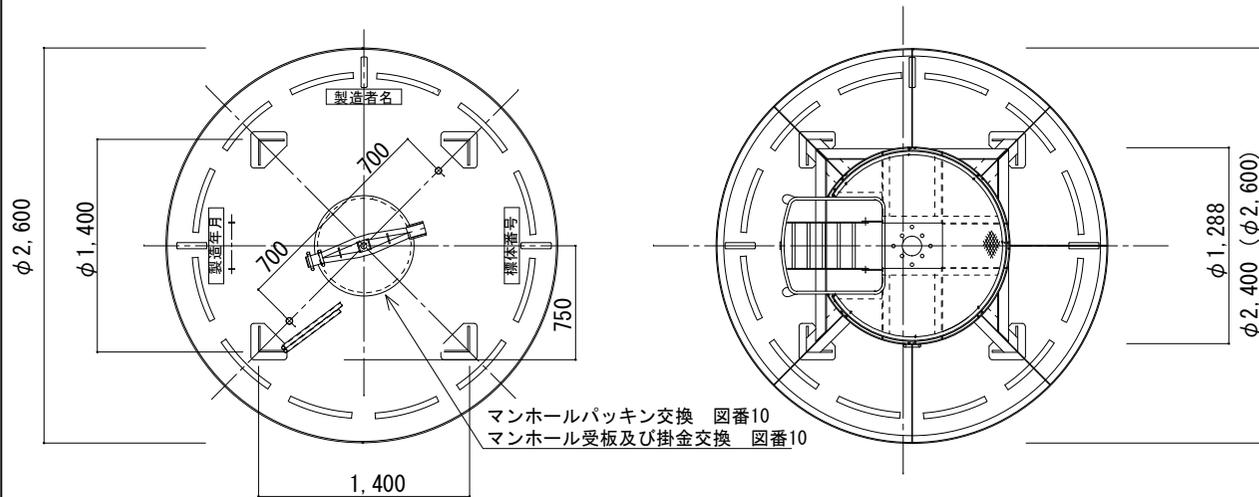
L-1型標体（一般型）立・断面図

電氣防食板取付座取付 図番15
電氣防食板交換 図番15

マンホールパッキン交換 図番10
マンホール受板及び掛金交換 図番10

ブイフロート整備 図番8
入排気管フランジパッキン交換 図番9

灯ろう台取付穴の加工 図番5
灯火監視装置取付板取付 図番6



浮体平面図 (A-A')

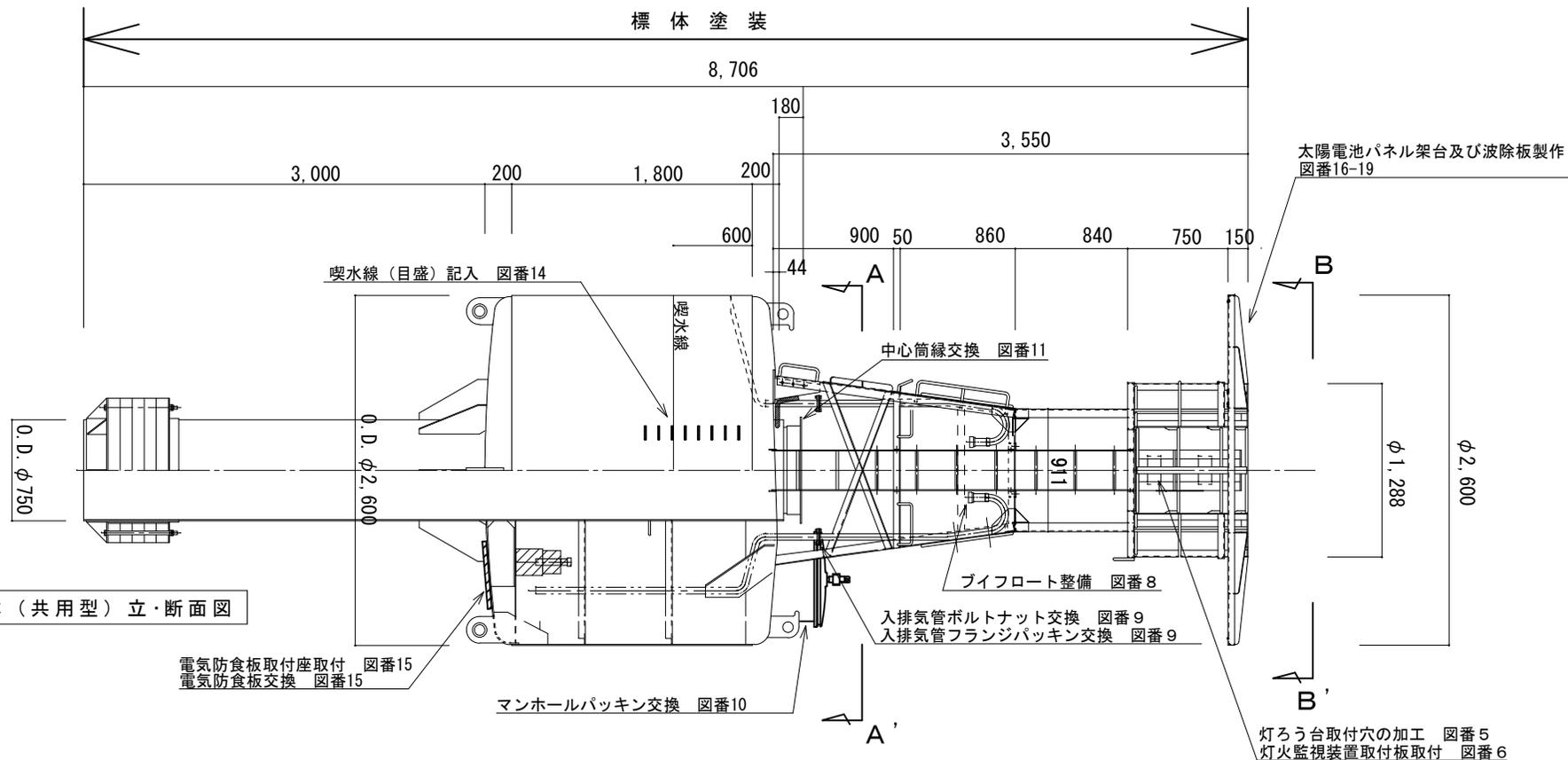
檣平面図 (B-B')

整備標体

整備するL-1型標体の標体番号は、次のとおりとし、
整備内容は別途詳細図及び仕様書の別紙2、3による。

L-1 113083

令和6年度	工事名称 標体整備（浦添第三回）	区分	図名 L-1型（一般型）標体姿図	縮尺 1/50	原図サイズ A4	第十一管区海上保安本部 交通整備課	令和6年10月	設計 知念	葉数 19	番号 2
-------	---------------------	----	---------------------	------------	-------------	-------------------	---------	----------	----------	---------



L-1型標体(共用型)立・断面図

電気防食板取付座取付 図番15
電気防食板交換 図番15

マンホールパッキン交換 図番10

入排気管ボルトナット交換 図番9
入排気管フランジパッキン交換 図番9

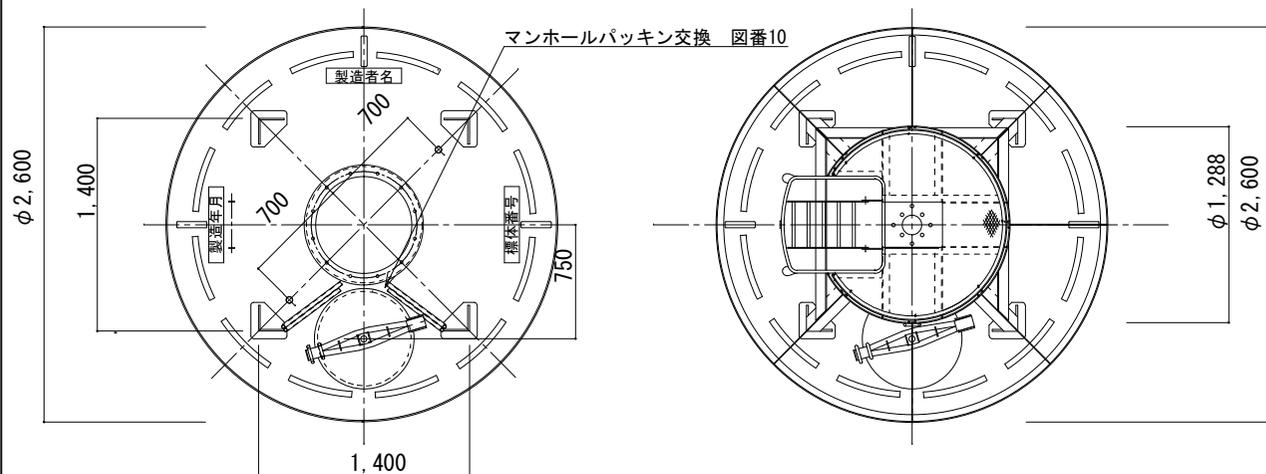
ブイフロート整備 図番8

中心筒縁交換 図番11

喫水線(目盛)記入 図番14

太陽電池パネル架台及び波除板製作 図番16-19

灯ろう台取付穴の加工 図番5
灯火監視装置取付板取付 図番6



浮体平面図 (A-A')

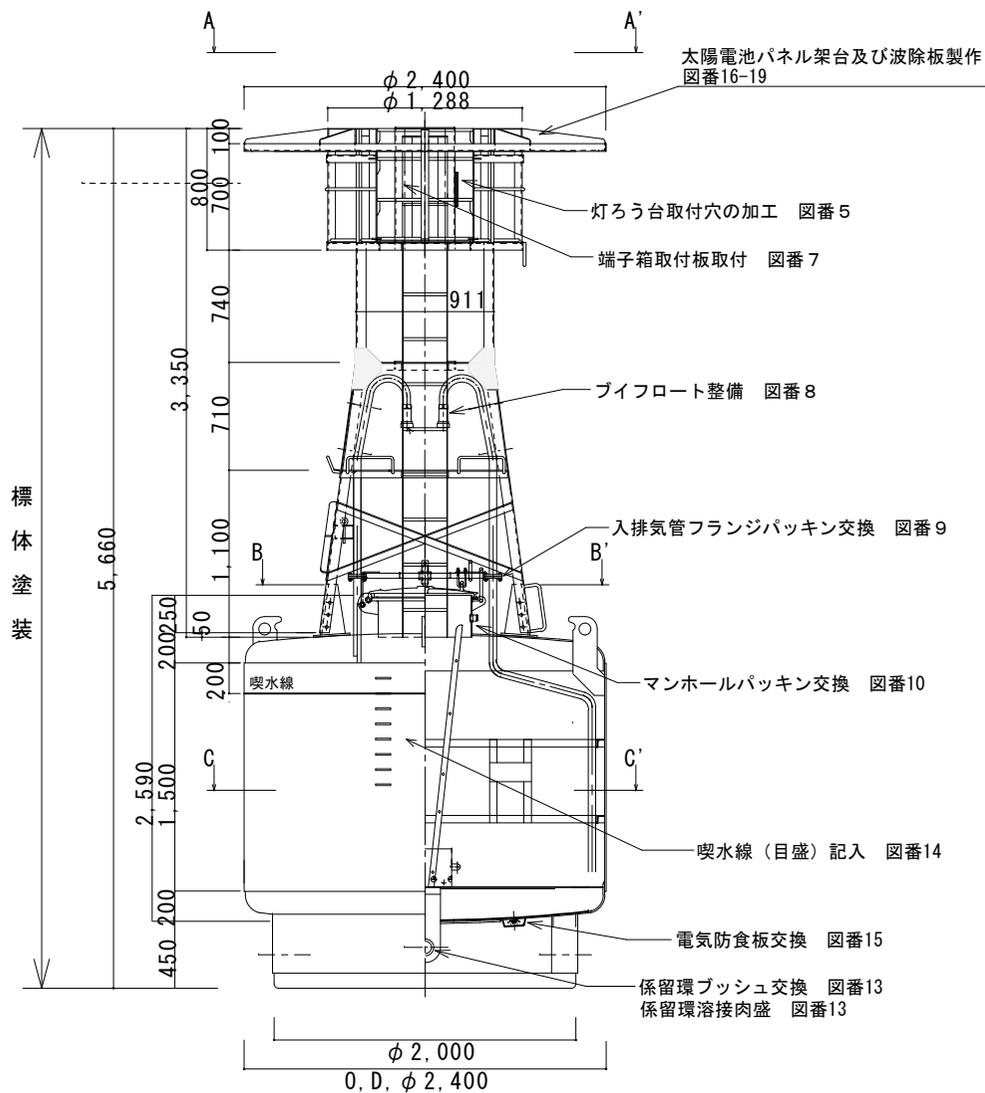
檣平面図 (B-B')

整備標体

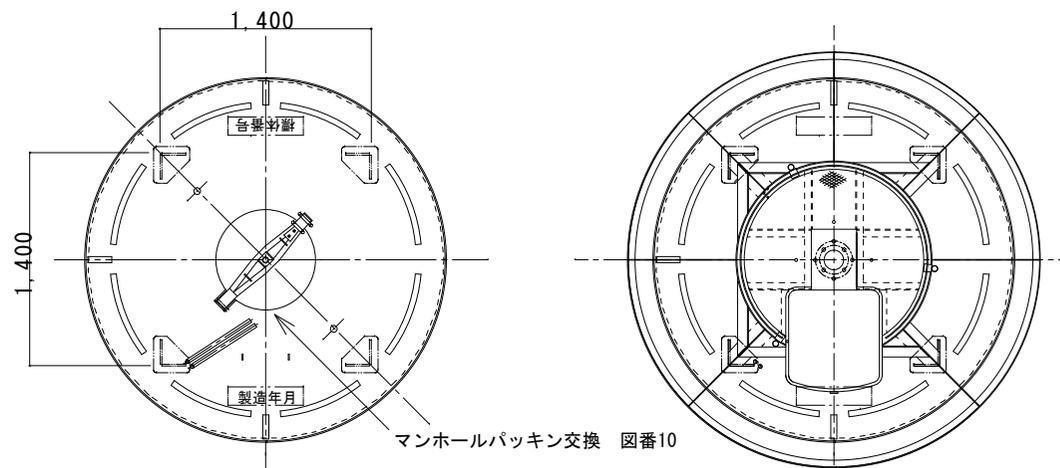
整備するL-1型標体(共用型)の標体番号は、次のとおりとし、整備内容は別途詳細図及び仕様書の別紙2、3による。

L-1 113106 113109 113108

令和6年度	工事名称 標体整備(浦添第三回)	区分	図名 L-1型(共用型)標体姿図	縮尺 1/50	原図サイズ A4	第十一管区海上保安本部 交通整備課	令和6年10月	設計 知念	業数 19	番号 3
-------	---------------------	----	---------------------	------------	-------------	-------------------	---------	----------	----------	---------

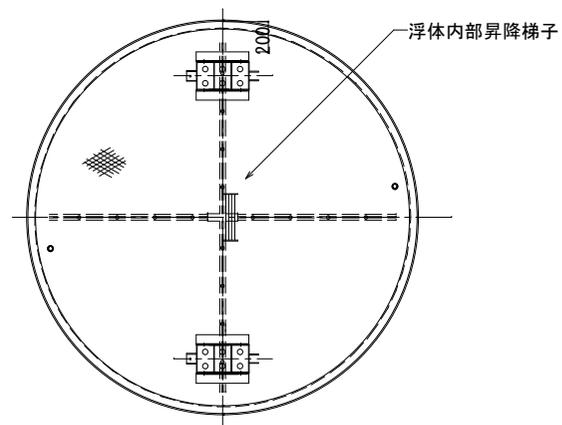


L-U型標体立・断面図



浮体平面図 B-B'

槽平面図 A-A'

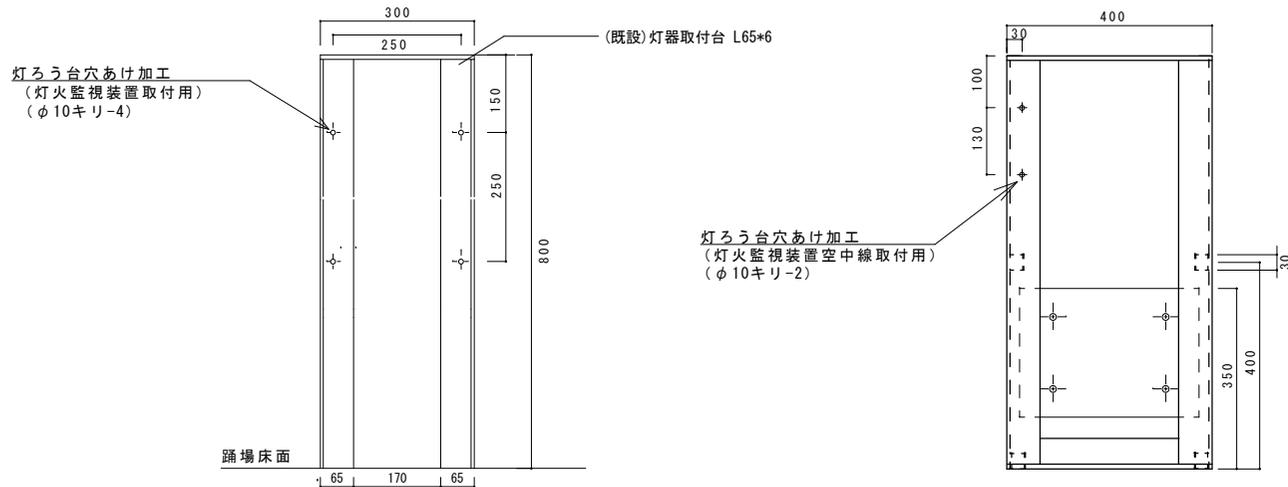


浮体断面図 C-C'

修理するL-U型標体の標体番号は、次のとおりとし、
修理内容は別途詳細図及び仕様書の別紙2、3による。

112003 112006

令和6年度	工事名称 標体整備(浦添第三回)	区分	図名 L-U型標体整備図	縮尺 1/50	原図サイズ A4	第十一管区海上保安本部 交通整備課	令和6年10月	設計 知念	葉数 19	番号 4
-------	---------------------	----	-----------------	------------	-------------	-------------------	---------	----------	----------	---------



灯ろう台穴あけ加工

下記標体の灯ろう台に灯火監視装置及び空中線を取り付けるための穴あけ加工を行う。
 穴あけ加工の箇所については、施工前に監督職員と打ち合わせる。

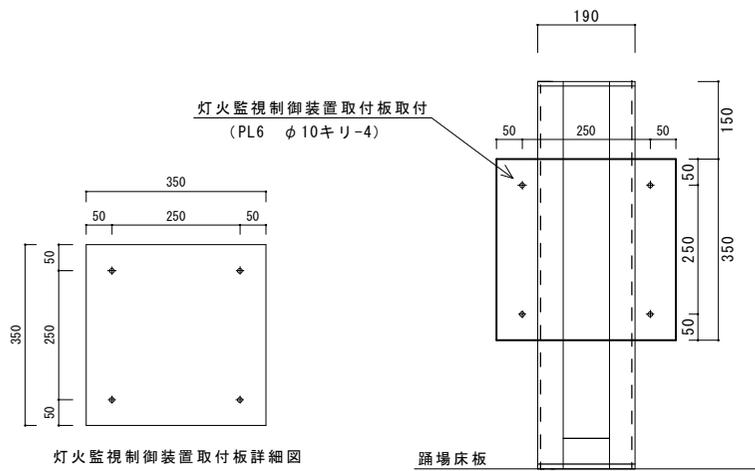
【灯火監視装置取付用穴あけ加工】

- L-U 112003 4箇所
- L-U 112006 4箇所

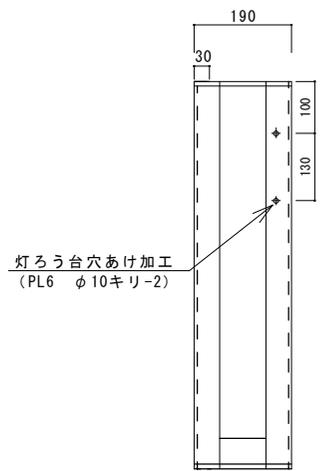
【灯火監視装置空中線取付用穴あけ加工】

- L-1 113106 2箇所
- L-1 113109 2箇所
- L-1 113083 2箇所
- L-1 113108 2箇所
- L-U 112003 2箇所
- L-U 112006 2箇所

灯ろう台詳細図 S=1/10



灯火監視制御装置取付板詳細図



灯ろう台穴あけ加工
(PL6 φ10キリ-2)

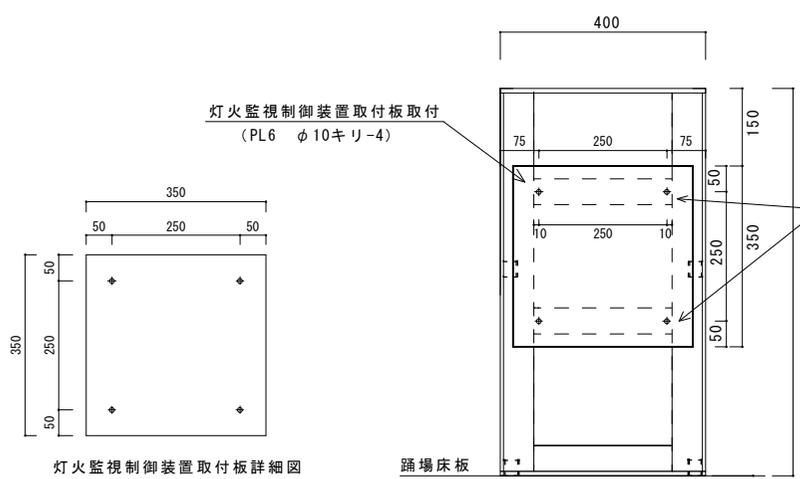
灯火監視装置取付板取付

SS400 PL6

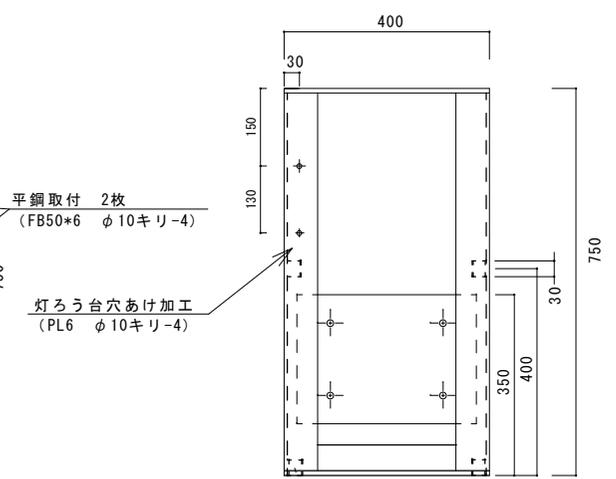
下記標体の灯ろう台に灯火監視装置を取り付けるため
灯火監視装置取付板 (PL6) 製作し取り付ける。
取付場所については、施工前に監督職員と打ち合わせる。

L-1 113106 113109
113108

灯ろう取付台詳細図 1/10



灯火監視制御装置取付板詳細図



平鋼取付 2枚
(FB50*6 φ10キリ-4)

灯ろう台穴あけ加工
(PL6 φ10キリ-4)

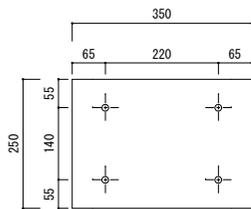
灯火監視装置取付板取付

SS400 PL6 FB50*6

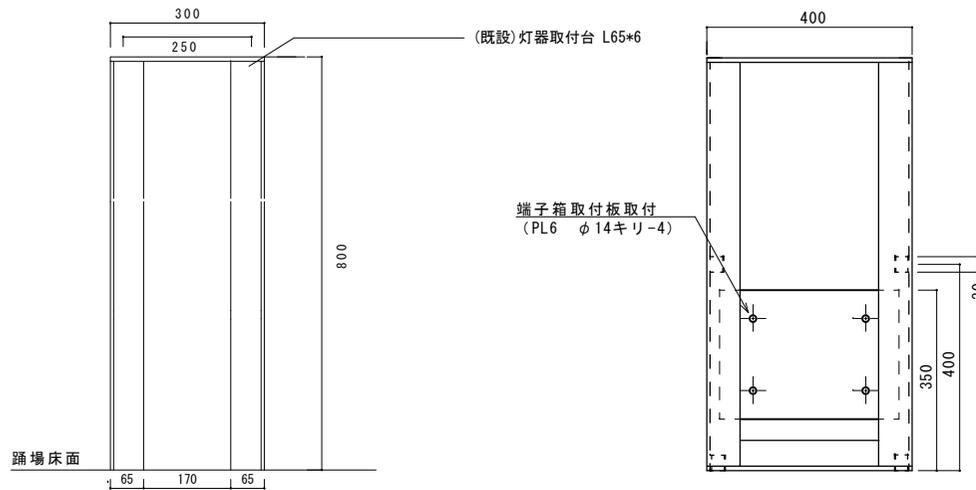
下記標体の灯ろう台に灯火監視装置を取り付けるため
灯火監視装置取付板 (PL6) 製作し取り付ける。
取付場所については、施工前に監督職員と打ち合わせる。

L-1 113083

灯ろう取付台詳細図 1/10



端子箱取付板詳細図



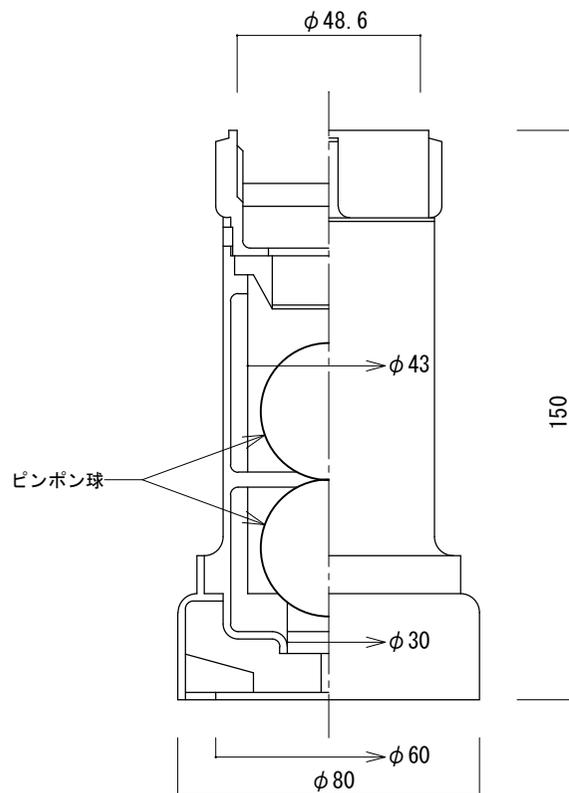
灯ろう台詳細図 S=1/10

端子箱取付板取付
SS400 PL6

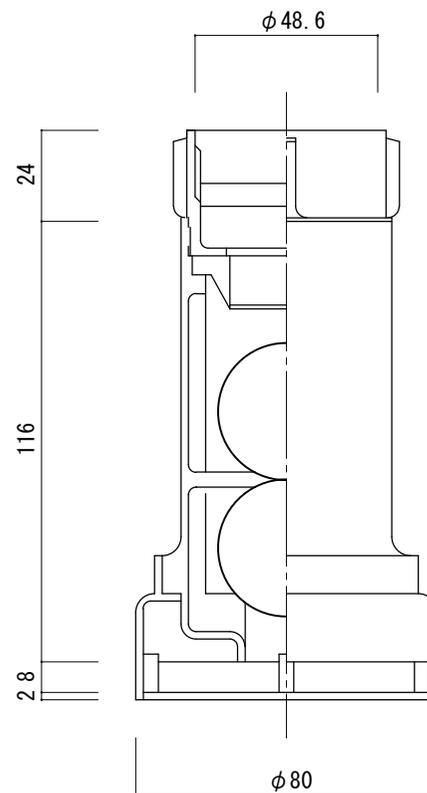
端子箱取付板を製作し取り付ける。
取付場所及び穴あけ箇所については、施工前に監督職員と打ち合わせる。

L-1 112006

令和6年度	工事名称 標体整備（浦添第三回）	区分	図名 端子箱取付板取付図	縮尺 図示	原図サイズ A3	第十一管区海上保安本部 交通整備課	令和6年10月	設計 知念	業数 19	番号 7
-------	---------------------	----	-----------------	----------	-------------	-------------------	---------	----------	----------	---------



(A) 排気管側 (BF-40A)



(B) 吸気管側 (BF-40B)

ブイフロート断面図 S=1/2

ブイフロート（通気管防水金具）整備

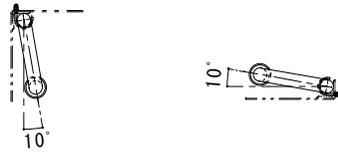
下記標体のブイフロート（A）、（B）を整備し、
ピンポン球（公式球）を交換する。

L-1 113106 113109 113083
113108
L-U 112003 112006

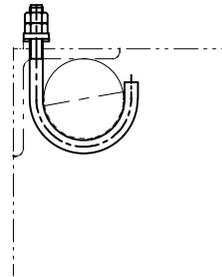
入排気管フランジパッキン交換

下記標体のフランジパッキン（ネオプレンF型40A 3t）を2個交換する。

L-1 113106 113109 113083
113108
L-U 112003 112006



(A-A' 平面)

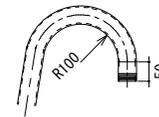


サドル詳細図 S=1/5

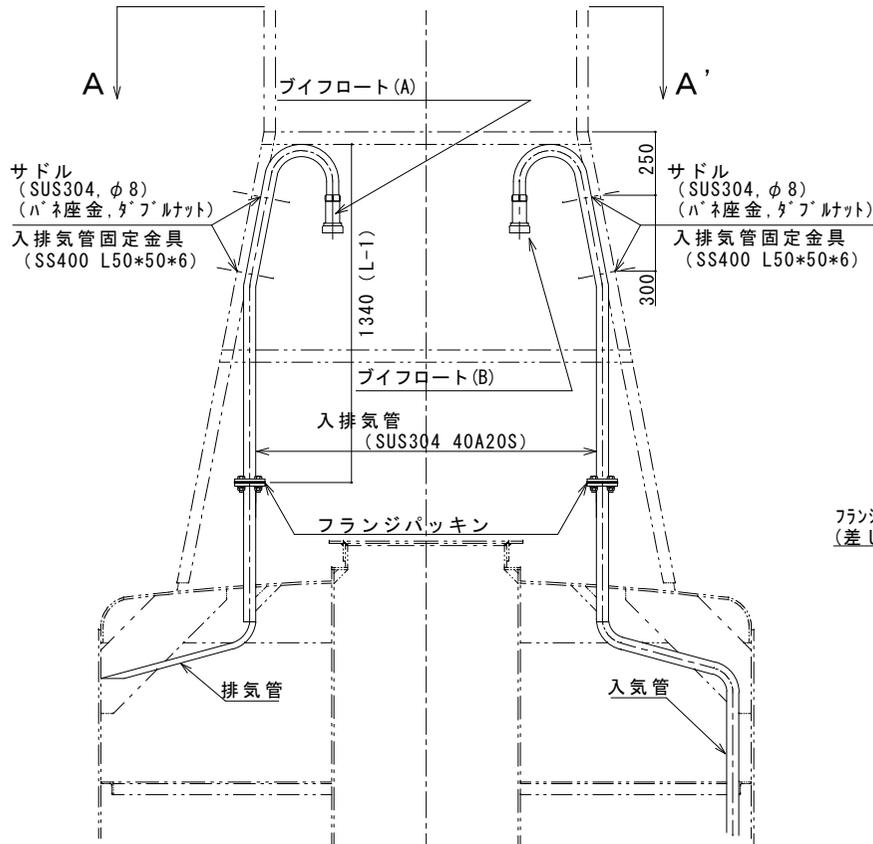
入排気管ボルトナット交換

下記標体の入排気管ボルトナット（SUS304 M12 パネ平座金）8組交換する。

L-1 113109 113108

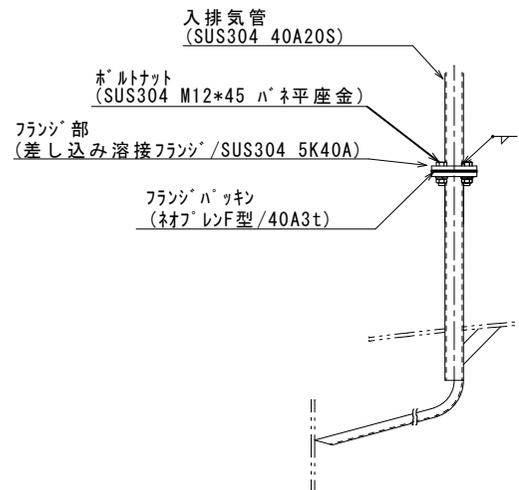


入排気管詳細図 S=1/20



(立断面)

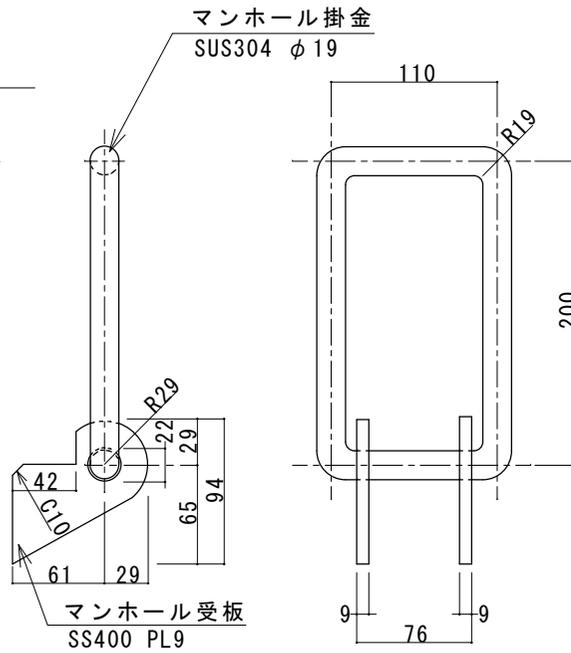
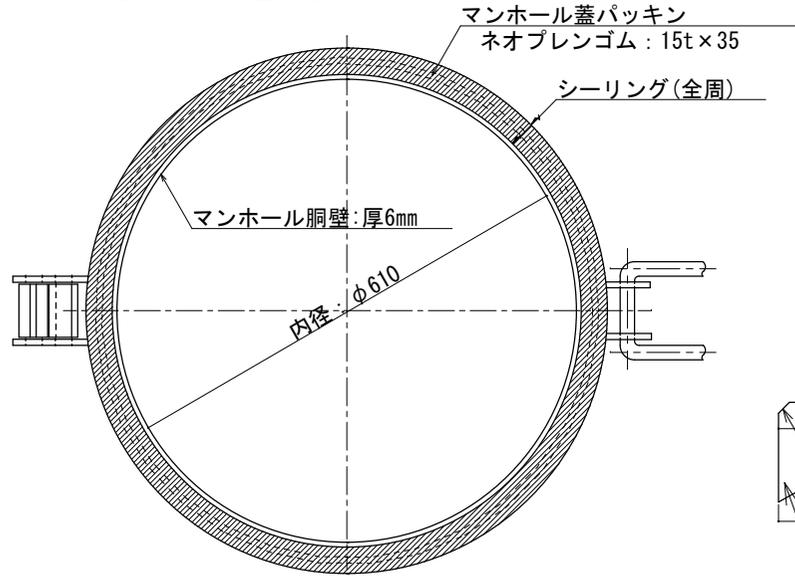
入排気管詳細図 S=1/30



入排気管フランジ部詳細図 S=1/20

※・通気管防水金具(A)は排気、(B)は入気とする。
・通気管防水金具は、接合前に両ネジ山にグリスを塗布のうえ、ねじ込むこととし、末端部は、ビニールテープ巻付けのうえシーリング処理を施す。

マンホールパッキン交換
マンホール受板及び掛金交換



マンホールパッキン交換

下記標体のパッキン1個を交換する。
マンホールパッキンは、ネオプレンゴム (15t×35×2072)
とし、良質な接着剤で取付ける。

- L-1 113106 113109 113083
- 113108
- L-U 112003 112006

マンホール受板及び掛金交換

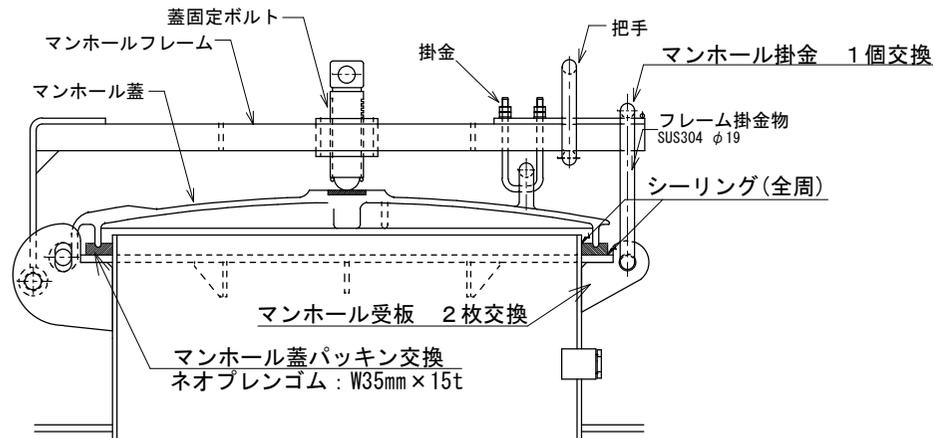
SS400 PL9 : マンホール受座
SUS304 φ19 : マンホール掛金

下記標体のマンホール受座2枚と掛金1個を交換する。

- L-1 113083

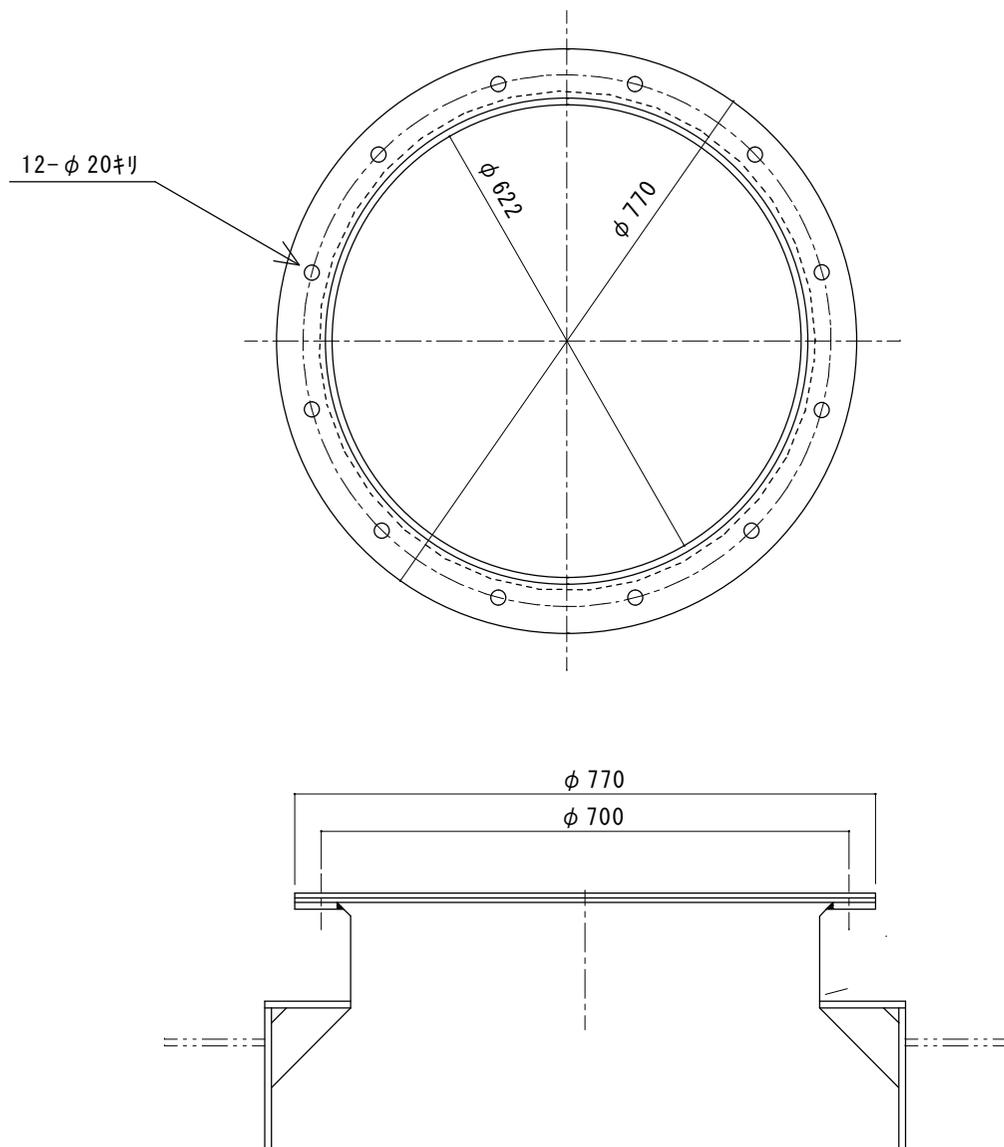
マンホールパッキン詳細図 S=1/10

マンホール受座及び掛金詳細図 S=1/5



マンホール詳細図 S=1/10

中心筒縁交換

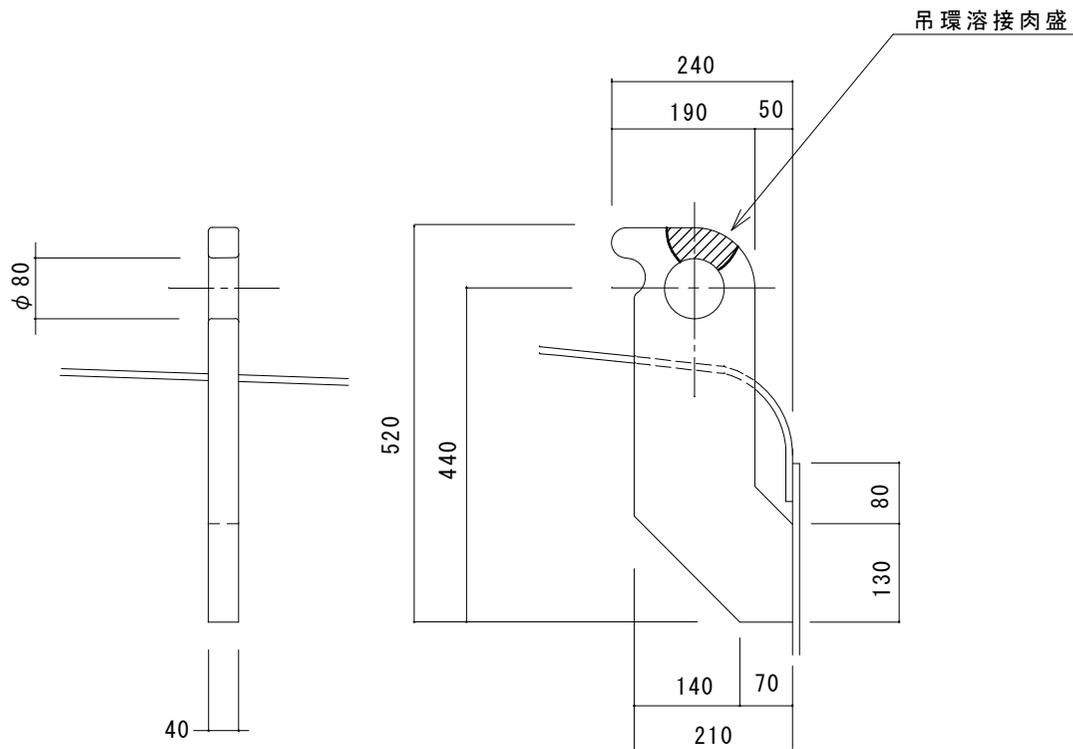


中心筒縁交換

下記標体の中心筒縁（SS400 PL9）を交換し、左図のとおり穴あけ加工を行う。

113109

令和6年度	工事名称 標体整備（浦添第三回）	区分	図名 中心筒縁交換	縮尺 図示	原図サイズ A4	第十一管区海上保安本部 交通整備課	設計 令和6年10月 知念	葉数 19	番号 11
-------	---------------------	----	--------------	----------	-------------	-------------------	---------------------	----------	----------

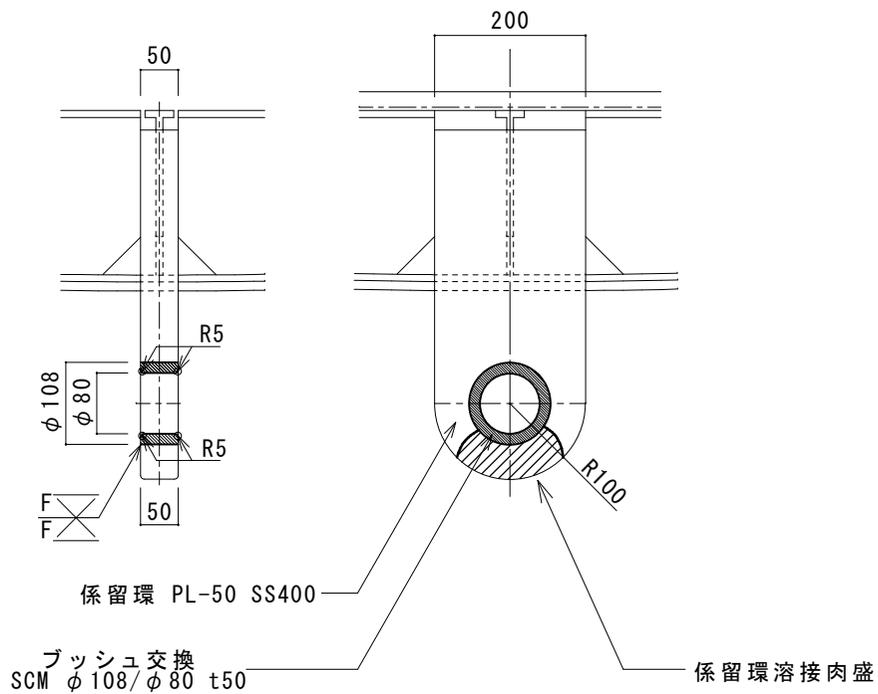


吊環溶接肉盛

下記標体の吊環1箇所について、肉盛溶接を行う。

L-1 113083

L-1型標体吊環詳細図 S=1/10



係留環ブッシュ交換

SCM φ108/φ80 t50

下記標体の係留環ブッシュ1箇所を交換する。

L-U 112003

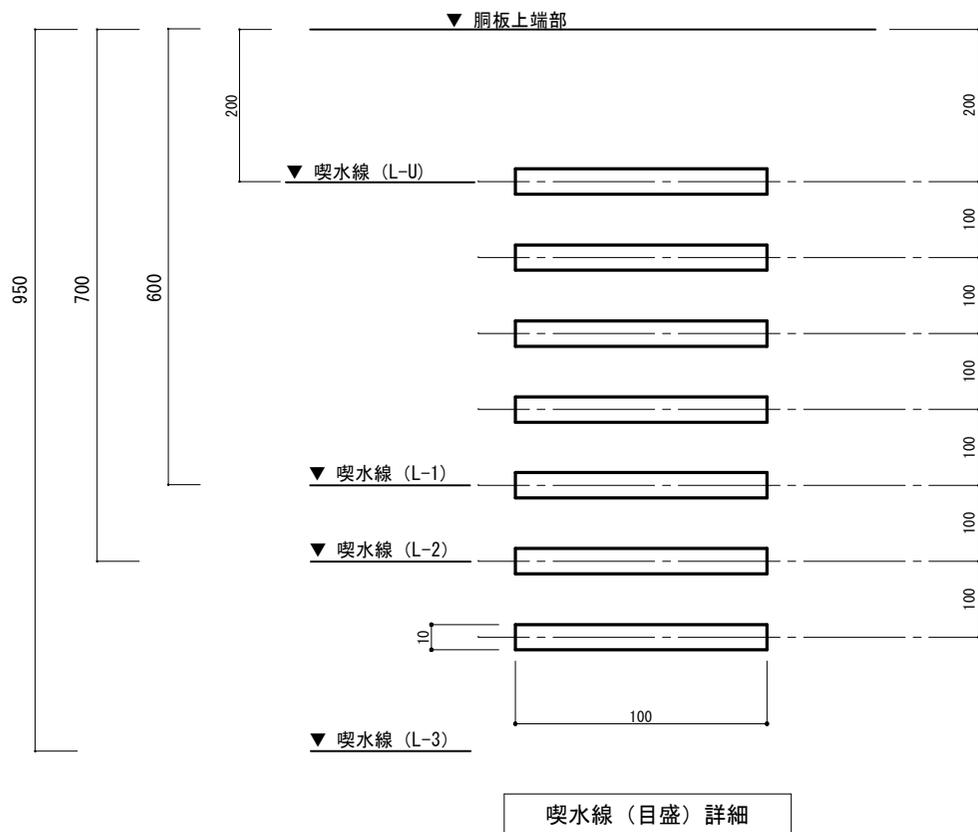
係留環溶接肉盛

下記標体の係留環1箇所について、肉盛溶接を行う。

L-U 112006

L-U型標体係留環詳細図 S=1/10

喫水線（目盛）記入図



喫水線（目盛）記入

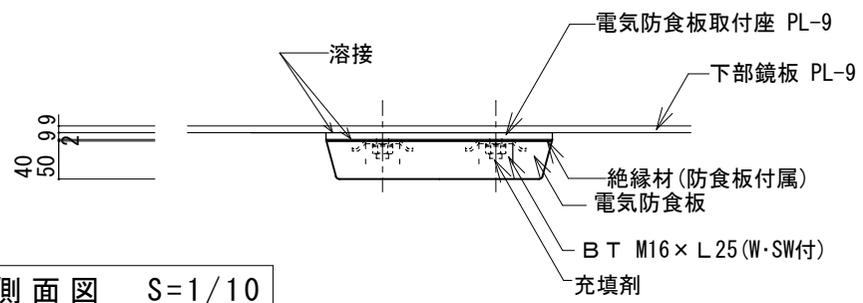
以下標体に喫水線（目盛）を記入する。記入位置・寸法は、次のとおりとする。

- ・標体胴板上端から下方100mmより100mm毎に幅100mmの横帯を8本記入する。
- ・記入箇所は2箇所とし、位置は監督職員の指示による。

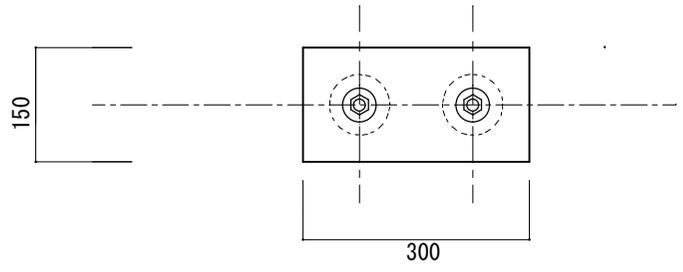
喫水線の塗色は、次のとおりとする。

- ・標体塗色が赤、緑、黒色の場合、白色とする。

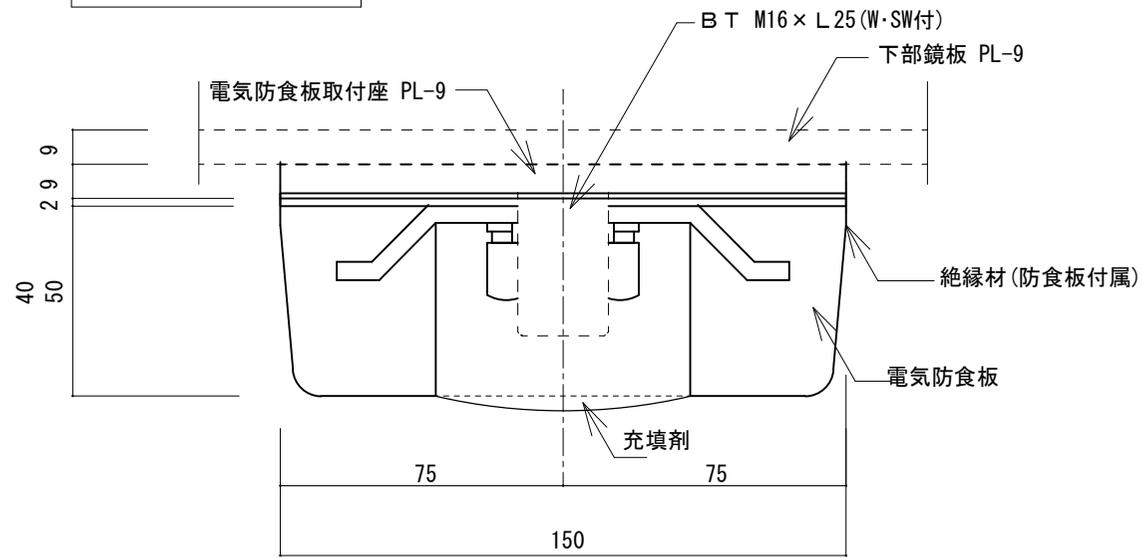
L-1 113106 113109 113083 113108
 L-U 112003 112006



側面図 S=1/10



平面図 S=1/10



断面詳細図 S=1/2

電気防食板交換

以下標体の電気防食板を交換する。

電気防食板 : 150×300×20 (重量2.46Kg)

交換 : 3個
112003

電気防食板 : 150×300×30 (重量3.31Kg)

交換 : 6個
113106

電気防食板 : 150×300×40 (重量4.59Kg)

交換 : 2個
112006

交換 : 3個
113108

交換 : 5個
113109 113083

電気防食板取付座取付

以下標体の電気防食板取付座 (BT含む) を新たに取り付ける。

取付 : 1箇所
113109 113083

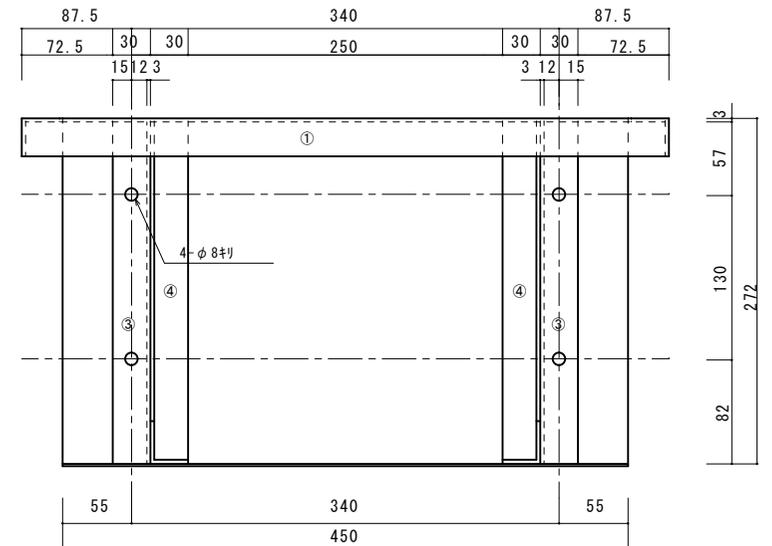
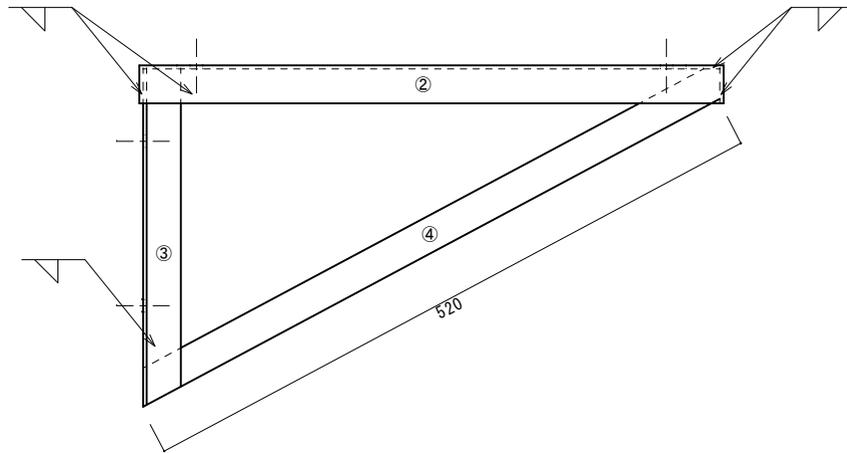
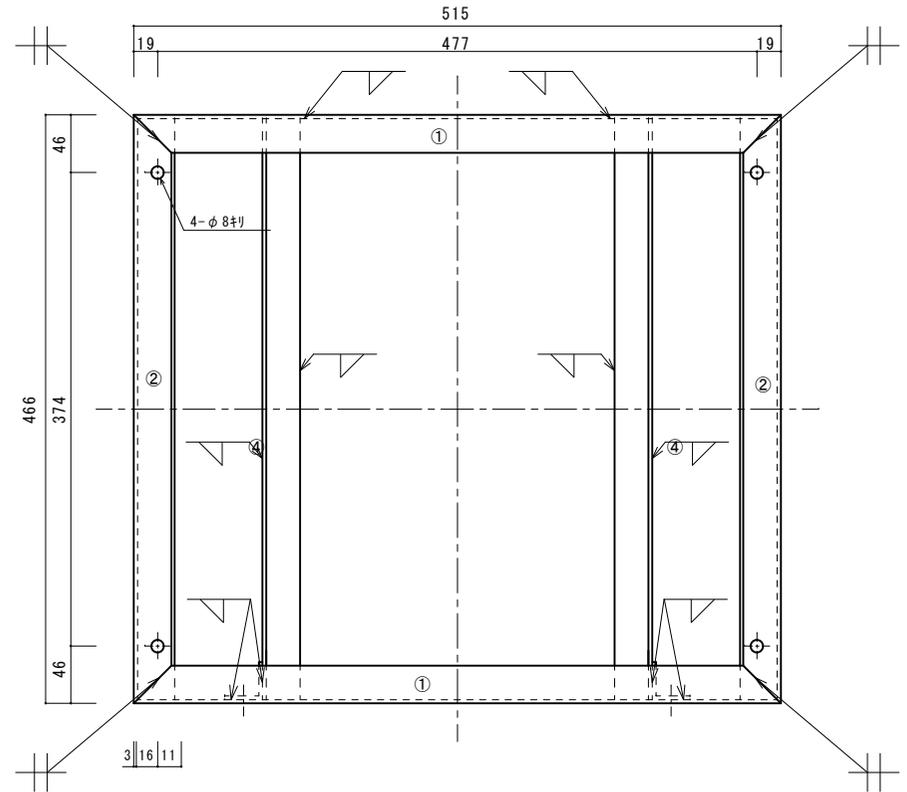
※) 標体への取付位置は監督職員の指示による。

太陽電池架台製作図

右図のとおり、太陽電池架台を製作する。【製作数 計19個】

材料は以下のとおりとし、波返し取付金具と波返しの溶接はちどりで溶接し片側最低5箇所溶接する。

- ① SUS304 L30×30×3t×515 2本
- ② SUS304 L30×30×3t×466 2本
- ③ SUS304 L30×30×3t×269 2本
- ④ SUS304 L30×30×3t×520 2本

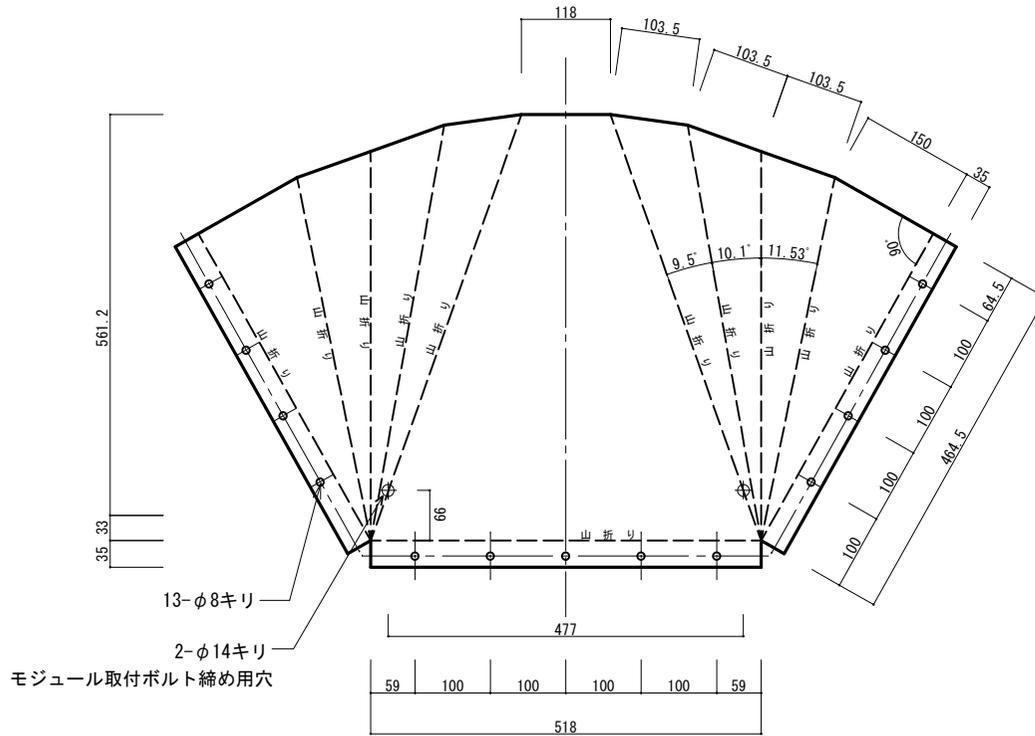


波除板及び背面板製作図

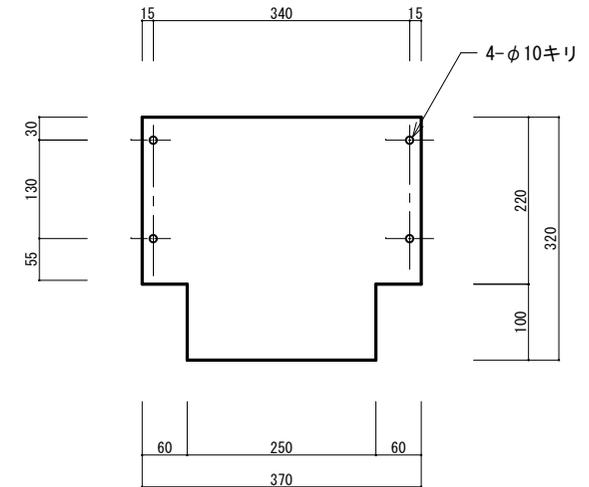
下図のとおり、波除板と背面板を製作する。 【製作数 計19枚】

波除板の材質及び板厚は、
ステンレス (SUS304) で $t = 1.5$ とする。

波除板は、
ステンレスボルト (SUS304 M6×25 N, W, SW, 13個) (調達)
を使用して太陽電池架台に固定する。



波除板展開図

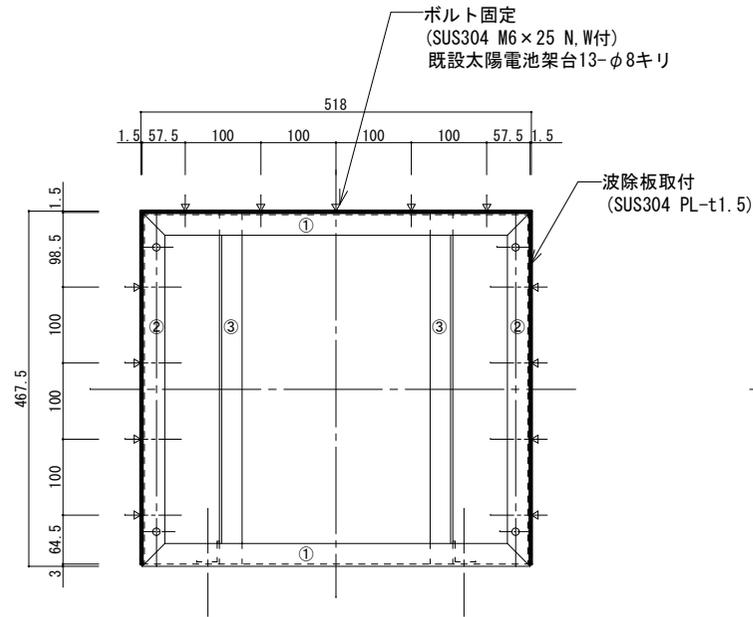


背面板

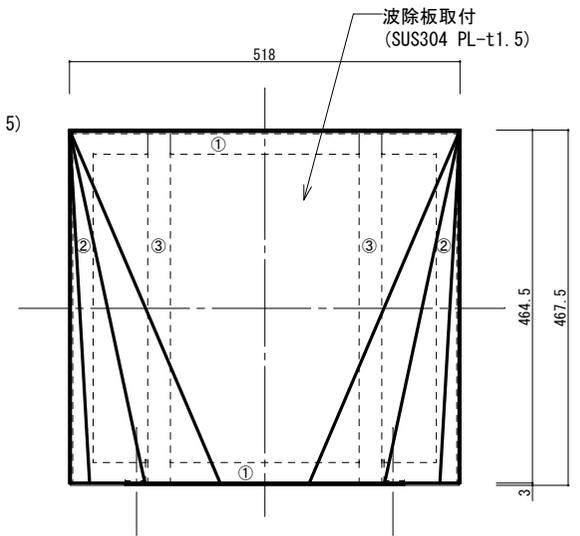
太陽電池架台組立図

※波除板 (SUS304 R-1.5) とする。

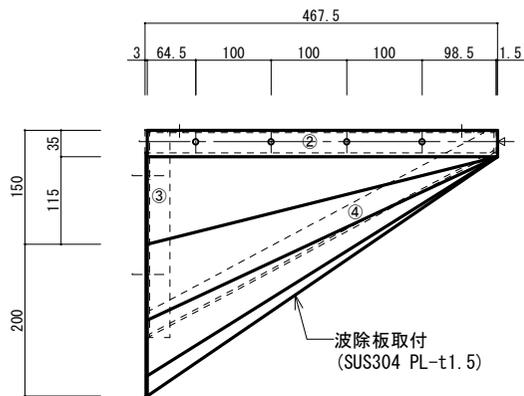
※部材①②③④の寸法・材質は、L30×30×3・SUS304。



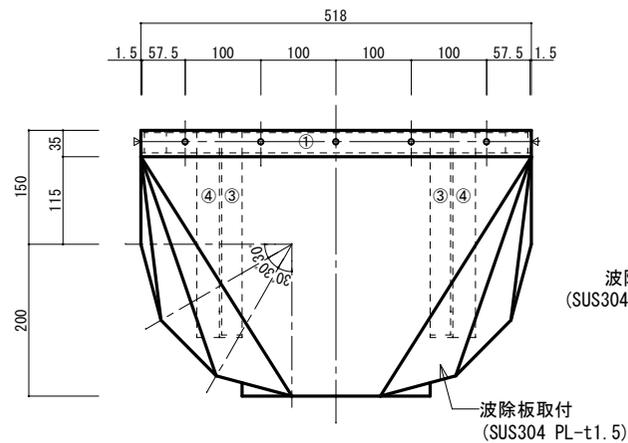
上面平面図



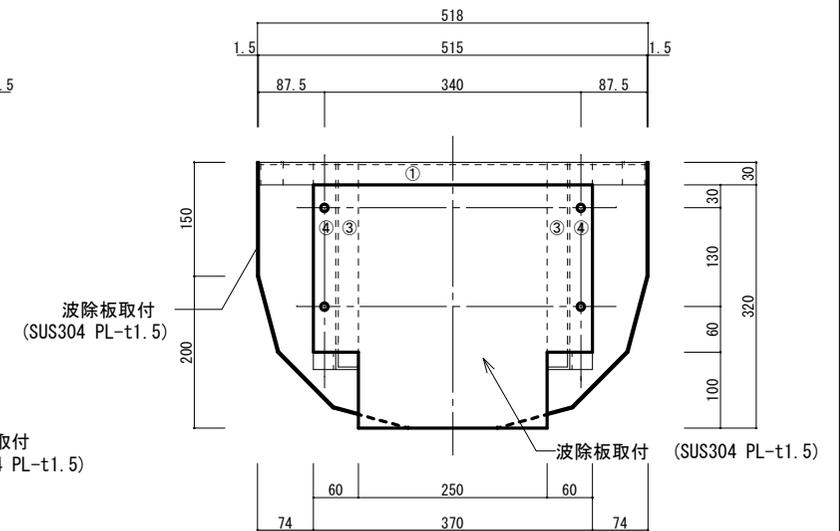
下面平面図



側断面図



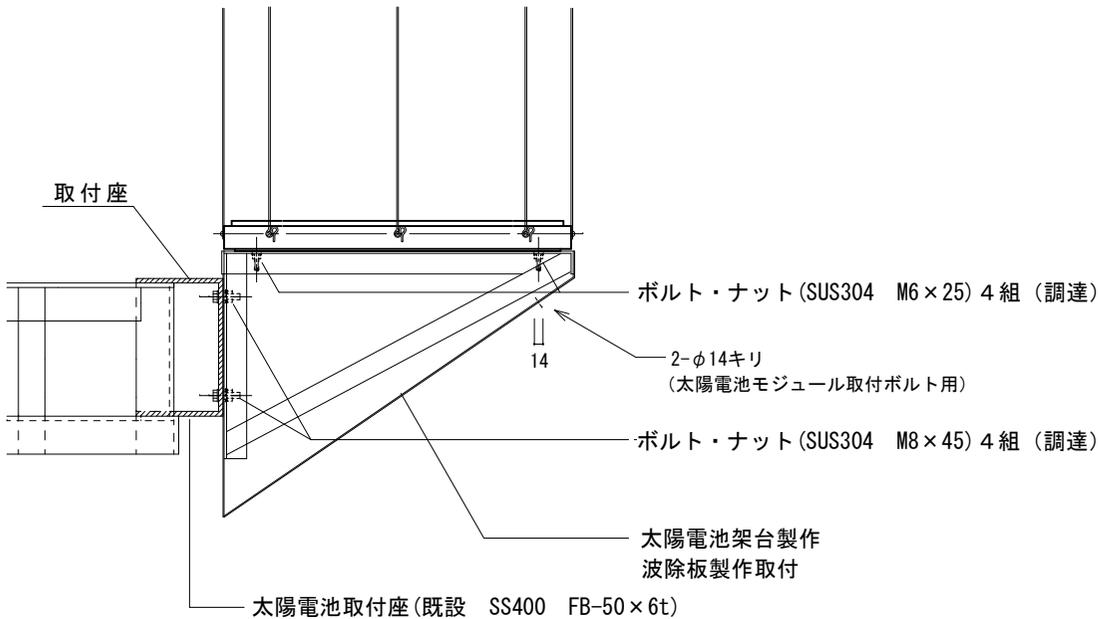
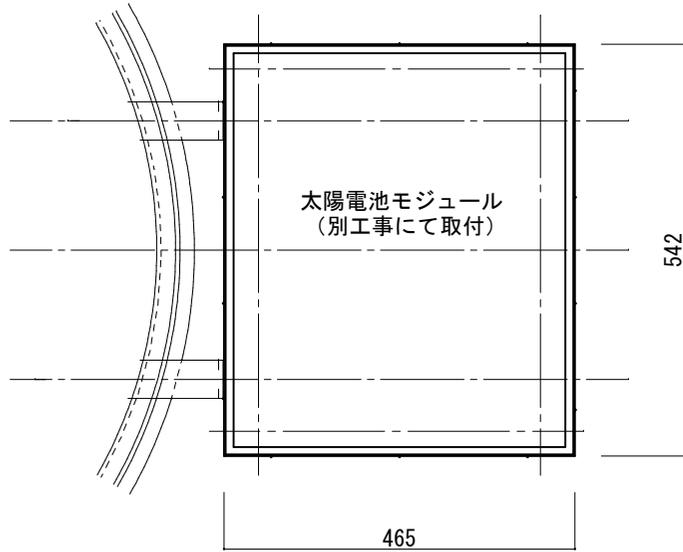
正面図



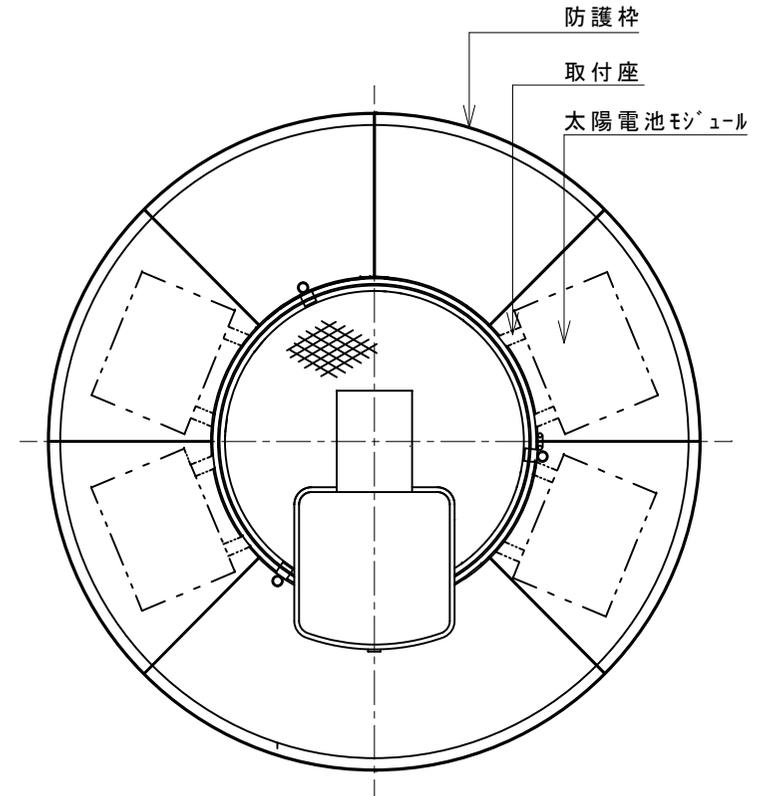
背面図

令和6年度	工事名称 標体整備 (浦添第三回)	区分	図名 太陽電池架台組立図	縮尺 1/10	原図サイズ A4	第十一管区海上保安本部 交通整備課	令和6年10月	設計 知念	業数 19	番号 18
-------	----------------------	----	-----------------	------------	-------------	-------------------	---------	----------	----------	----------

太陽電池モジュール取付図



太陽電池モジュール取付図 S=1/10



取付要領図 S=1/30

※取り付け用ボルトナット類を下記のとおり調達する。

- (調達品等：1面あたり)
- ・取付ボルト (SUS304、M8×45、4個)
- ・平座金 (SUS304、M8、8個)
- ・ハネ座金 (SUS304、M8、4個)
- ・ナット (SUS304、M8、8個)

※標体への取付は行わない。